

寒川町条例第 号

寒川町情報公開条例の一部を改正する条例

寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「寒川町個人情報保護条例（平成11年寒川町条例第25号）第2条第1号に規定する電磁的記録」を「電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の寒川町情報公開条例第2条第1号の規定にかかわらず、施行日前に実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録であってこの条例による改正前の寒川町情報公開条例第2条第1号に該当するものについては、なお従前の例による。